

第13回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年6月6日 (月) 13時30分

場 所： 松浦シティホテル

第13回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年6月6日(月)				開会時刻	13時30分
					閉会時刻	14時10分
会議の場所	松浦シティホテル					
出席した 委員 29名中 26名出席	会長	吉山 康幸	委員	志水 勝輔	委員	福村 邦廣
	委員	椎山 賢治	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治
	委員	友田 吉泰	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫
	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣
	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古
	委員	田中 まゆみ	委員	太田 末男	委員	山口 芳正
	委員	永田 俊子	委員	前田 次男	委員	井筒 清治
	委員	廣瀬 茂好	委員	森 眞一	委員	村田 茂實
	委員	吉井 重忠	委員	大畑 安盛	委員	村上 公幸
欠席した委員 3名欠席	副会長	松永 茂治	委員	宮本 正則	委員	日高雅之
規約第10条第4 項の規定により出席した者の職名 7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第13回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年6月6日(月)13時30分～

【場所】松浦シティホテル 2階ホール

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

【報告事項】

* 報告第1号 廃置分合の決定について

【認定事項】

* 認定第1号 平成16年度松浦地域合併協議会会計歳入歳出決算
について

【議決事項】

* 議案第1号 平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算(第1号)
について

【調整結果報告事項】

* 調整結果報告第1号(協定項目10号) 地方税の取扱いに関する事
こと
(その1)

* 調整結果報告第2号(協定項目24号) 広報、広聴関係の取扱いに関する
こと

* 調整結果報告第3号(協定項目28号) 納税関係の取扱いに関する事
こと

4. その他

5. 閉会

午後 1 時30分 開会

大久保事務局長

時間となりました。ただ今から第13回松浦地域合併協議会を開会いたします。

それでは、開会にあたりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様こんにちは。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、繰り合わせ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、松浦地域 1 市 2 町の合併につきましては、5 月16日に総務大臣の官報告示がなされました。これによりまして法律上の手続は終了し、平成18年 1 月 1 日の合併が決定をいたしました。合併の啓発の意味から、懸垂幕を作成いたしまして、6 月 1 日から 1 市 2 町にそれぞれ設置いたしておるところでございます。

前回の協議会で御確認いただきました特別職報酬等検討委員会につきましては、第 1 回の会合を 5 月25日に開催していただきまして、三つの案を基本に調整いただくように諮問をいたしたところでございます。6 月中に取りまとめいただく予定で検討が進められておることを御報告申し上げておきたいと思っております。

また、平成16年度協議会会計の歳入歳出決算監査をこの25日に実施していただきました。本日はその御報告を受けまして、協議会において決算の御認定をお願いしたいと思っております。

それから、市章の募集につきましては、5 月 1 日から開始をいたしまして、先週の金曜日までに71通の応募がっております。

専門部会におきましては、一切の行政事務の調整作業が進められておりますが、「合併までに調整する。」とした事項についての検討が終了したのから協議会に逐次報告しまして了承を得ることとしておりましたので、本日から少しずつではございますが、その内容をお示ししたいと思っております。

また、本日は、延び延びとなっていました松浦市の公共施設の視察と、その後、懇談会を予定させていただいておりますので、どうぞ御参加いただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日は、前回の協議会の折に御確認をいただきました、新しいメンバーとして県北

振興局長の星野局長に初の御出席をいただいております。御紹介をし、後ほどごあいさつを賜りたいと考えております。

どうか本日も、委員皆様方にはいろんな角度から御意見を賜り、よりよい協議が進みますことを心からお願い申し上げまして、開会にあたりましての会長としてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

大久保事務局長

ただ今会長の方からのごあいさつの中にありましたが、県北振興局長の星野局長様が4月1日付の県の人事異動によりましておいでになっておられます。

そういうところで、まず局長様からごあいさつを、本日は初めてのお顔合わせになりますので、お願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

星野局長

皆さんこんにちは。ただ今御紹介にあずかりました星野でございます。4月1日から県北振興局に参っております。前任の村上同様、ひとつよろしくお願いいたします。

合併につきましても、もう既に第2ラウンドと、合併新法のもとでいろんな試みもなされようと思っておりますけれども、前に引き続きまして、もう総務大臣の廃置分合の決定もなされておるこの松浦地域合併協議会、細部を調整して、いよいよ来年の1月1日には合併調印ということになります。どうぞその間、皆さん極力細部まで調整していただいて、新しい船出になることを期待いたしております。

私もじっくり今回は聞かせていただきまして、そしてまた全体とのいろんな調整もあろうかと思っておりますけれども、そういったところは、またこの場でも意見を言わせていただきまして、一つの絵になれたらなと思っておりますので、以後よろしくお願いいたします。本日はお世話になります。よろしくお願いいたします。(拍手)

大久保事務局長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして、進行させていただきます。

これより第13回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長にお願いいたします。

吉山会長

それでは、協議会規約によりまして、私がいつものとおり議長を務めさせていただきます。議事に従いまして、まずは報告事項の報告第1号 廃置分合の決定についてから始めます。事務局から説明願います。

大久保事務局長

それでは、議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 廃置分合の決定について。

廃置分合の決定について、その経過を別紙のとおり報告します。というものでございます。

このたび、松浦地域1市2町の合併につきまして総務大臣の官報告示が行われ、法律上の手続が終了して、平成18年1月1日の廃置分合が決定いたしております。これまでの手続の経過を2ページに整理しておりますので、御報告いたしたいと思っております。

まず、協定項目の確認が終わった後の2月24日に、協議会委員皆様の立ち会いのもと合併協定調印式を開催させていただきました。

3月4日には、1市2町一斉に廃置分合、いわゆる合併関連議案を提案していただきまして、すべての議会で議決をいただきました。

これを受けまして、3月17日に1市2町の市長、町長と議長がともに県知事へ廃置分合の申請を行ったところでございます。

同日、県の方から総務大臣に対しまして市制施行に係る協議を行っていただきまして、30日に異議がない旨の回答が参っております。

県におかれましては、4月1日に臨時県議会を開催して、廃置分合議案を可決いただきました。そして、4月6日に県知事から廃置分合の決定をいただいたところでございます。

この決定とあわせまして、県の方から総務大臣に届け出が行われ、総務省で手続が進められまして、5月16日付の官報で総務大臣告示が行われたところでございます。

3ページには3首長から県知事への申請書、そして、4ページには総務大臣から県への市制施行協議の回答書、5ページには県知事の決定書、そして、6ページには総務大臣からの官報告示の写しをそれぞれ添付いたしております。総務大臣の告示は、2段目の左側になりますが、575号でございます。

以上で報告といたします。

吉山会長

ただ今報告第1号について説明がございました。何か御質問等々ございましたら。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、皆様方それぞれかかわってこられた事項、そのことが総務大臣の官報告示ということで、正式なものとなったということで御了承していただけますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。

それでは次に、認定事項として認定第1号 平成16年度松浦地域合併協議会会計歳入歳出決算について事務局から説明願います。

丸形事務局次長

事務局次長の丸形です。よろしくお願いたします。

座らせて説明させていただきます。

それでは、議案つづりの7ページをお願いいたします。

認定第1号 平成16年度松浦地域合併協議会会計歳入歳出決算についてでございます。

松浦地域合併協議会財務規程第7条の規定に基づき、平成16年度松浦地域合併協議会会計の決算を監査委員の意見を付して協議会の認定に付する。というものでございます。

9ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、歳入合計が収入済額 26,400,034円でございます。

次に、10ページの歳出でございますが、歳出合計が支出済額 18,105,132円でございます。

歳入総額 26,400,034円、歳出総額 18,105,132円、歳入歳出差引残高 8,294,902円で、これが平成17年度への繰越金ということになります。

それでは、具体的には11ページからの歳入歳出決算事項別明細書の方で説明させていただきます。

まず、歳入でございます。1款1項1目・負担金、1節・合併協議会負担金でございますが、1市2町がそれぞれ6,800千円を負担しており、合計で20,400千円となっております。

次に、2款1項1目・県補助金、1節・合併協議会補助金でございますが、1団体当たり

2,000千円の補助がっており、合計で 6,000千円の収入となっております。

次に、3 款の諸収入であります。1 項 1 目 1 節の預金利子としまして 34円の収入となっております。

以上、歳入合計が収入済額 26,400,034円でございます。

続きまして、歳出でございます。12ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目・会議費でございますが、これは合併協議会及び小委員会等の開催経費でございます。主なものとしまして委員報酬、出務旅費、会議録作成業務委託料などであり、4,117,046円の支出済額となっております。

次に、1 款 2 項 1 目の事業推進費であります。ここでの主なものとしまして13ページに記載いたしております協議会だよりの印刷製本費、新市建設計画策定業務委託料、電算システム統合等調査設計業務委託料などであり、9,312,313円の支出済額となっております。

次に、2 款 1 項 1 目・事務局費であります。これは、幹事会や専門部会等を含め、事務局の維持管理経費でございます。4,675,773円の支出済額となっております。

なお、この中で、9 節・旅費につきまして 2,000千円以上の不用額を出しております。これは、当初予算におきまして、事務局の先進地視察のための旅費としまして 1,280千円を計上いたしておりましたが、先進地視察につきましては平戸市及び唐津市等の近隣地域への視察を行ったための執行残でございます。

最後に、予備費でございますが、支出済額ゼロ円でございます。

以上、歳出合計が支出済額 18,105,132円でございます。

以上で説明を終わりますが、冒頭申し上げましたとおり、本決算におきまして 8,294,902 円の歳入歳出差引残高となりましたので、この取り扱いにつきましては、平成17年度補正予算に繰越金として計上しまして、1 市 2 町の負担金を減額するという方法をとらせていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

吉山会長

ただ今事務局より平成16年度の決算認定について説明がございましたが、実はこのことにつきましては、お二人の監査委員さんに監査を実施していただいております。そこで監査委員の井手さんから監査報告をお願いいたしたいと思っております。

井手監査委員

それでは、監査報告をさせていただきます。

平成16年度松浦地区合併協議会歳入歳出決算監査について。

松浦地区合併協議会規約第17条第3項の規定により、監査に付された平成16年度松浦地区合併協議会会計歳入歳出決算監査について、その審査を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

監査実施日、平成17年5月25日。

監査の方法、歳入歳出決算書及びその他の関係書類について、その計数の審査を行うとともに、関係職員の説明を聴取して予算執行の適否などについて監査いたしました。

監査の結果、決算は、その計数も正確であり、予算の執行状況についても妥当であると認められました。預金通帳、出納簿及び証憑書類等は適正に処理されていることを認めます。

以上です。

吉山会長

ありがとうございました。監査委員のお二人方には大変御苦勞をおかけいたしましたところでございます。

それでは、事務局の説明と監査委員さんの御報告を受けて、これより決算についての質疑に入りたいと思います。御意見、御質問等ございませんか。

井手監査委員

私、一言ちょっと読み間違えまして、「松浦地区合併協議会」というふうな読み方をしたんですが、「松浦地域合併協議会」ということに訂正させていただきます。

吉山会長

はい、ありがとうございました。

質疑に入りたいと思いますが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、特にないようでしたら、認定第1号 平成16年度松浦地域合併協議会会計歳入歳出決算についてお諮りをいたします。本案は原案のとおり認定することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成16年度松浦地域合併協議会会計歳入歳出決算については原案のとおり認定いたします。

続きまして、議決事項に移ります。

議案第1号 平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

丸形事務局次長

事務局次長の丸形です。引き続き、私の方から補正予算について説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。

それでは、議案つづりの16ページをお願いいたします。

議案第1号 平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算（第1号）について、松浦地域合併協議会財務規程第4条第2項の規定により、平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めることについて、協議会の同意を求めるものでございます。

本補正予算につきましては、先ほど御認定いただきました16年度決算に係る繰越金 8,294,902円の計上と、それに伴います負担金の減額及び歳出の方で1件追加計上という内容のものになっております。

17ページをお開き願います。

議案第1号 平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算（第1号）

平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 202千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 16,704千円とするものでございます。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出補正予算によるものでございます。

中身につきましては、事項別明細書の方で説明させていただきます。20ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目、負担金、補正前の額 10,500千円から今回補正額 8,091千円減額いたしまして 2,409千円とするものでございます。

当初予算におきましては、1団体当たり 3,500千円の負担金で計上いたしておりましたが、

それぞれ 2,697千円の減額となりますので、1 団体当たり 803千円の負担ということになります。

次に、3 款 1 項 1 目・繰越金、補正前の額 1 千円に今回補正額 8,293千円を追加し、8,294千円とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1 款 1 項 1 目・事業推進費の13節・委託料であります。無線局承継申請書等作成業務委託料 202千円を追加計上するものでございます。

これは、現在 1 市 2 町にあります防災行政無線局について、合併に伴う新市への承継申請書作成及び移行計画書の作成委託料でございます。合併前に作り上げる必要があることから、今回補正をお願いいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

吉山会長

ただ今議案第 1 号 平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算（第 1 号）について、事務局から説明がありました。繰越金で負担金の減額措置をとると。あわせて事業費の中に委託料を202千円増額するという内容のものでございます。これより質問、意見を受けたいと思いますが、質問等ございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、特にないようでしたら、議案第 1 号 平成17年度松浦地域合併協議会会計補正予算（第 1 号）につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございます。異議なしということですから、そのように取り扱いをさせていただきます。

続きまして、調整結果報告事項に入りますが、これは、これまで合併までに調整すると確認をいただいたものを、さらに専門部会において調整作業を進め、幹事会を経た調整結果をお示ししていくものでございます。少し事務局から説明をお願いいたします。

大久保事務局長

今回から協議会に調整結果報告というふうな事項を加えさせていただいております。これによりまして、今後、議案を提出させていただきますけれども、これは今までの協議会で合

併までに調整するという事で御確認をいただいております23協定項目にわたる76の事務の内容につきまして調整結果を報告し、この協議会の了承をいただいているというものでございます。

本日、併までに調整する協定項目一覧というものを配付させていただいております。

その1ページ、2ページでございますが、ここに関係の協定項目、それとその事務の内容を簡単に記載をいたしております。今後の協議会での整理に御利用いただきますようお願いいたします。

また、3ページから6ページは、併までに調整すると確認されました項目のみ合併協定書から抜き出したものでございます。これにつきましては、参考にしていただきたいと思っております。

現在、専門部会や事務調整班におきまして、事務事業の調整作業の真っ最中でございます。一切の事務の調整や、または例規の原案の作成等を一気に進めておりまして、調整のついた部会単位に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

本日は第1回目で少のうございますけれども、次回以降はまとまった量の議案としてお届けできると思っております。これまでどおり専門部会長から御説明し、報告し、そして御意見、質疑を交わしていただきたいと思っております。

以上でございます。

吉山会長

それでは、早速、調整結果報告第1号(協定項目10号)地方税の取扱いに関する事(その1)について税務部会長から説明願います。

中里税務部会長

税務部会長の松浦市税務課長の中里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案21ページにつきまして、調整結果第1号(協定項目10号)地方税の取扱いに関する事(その1)について御説明いたします。

説明につきましては、22ページ、調整内容の一覧表がございますので、それに基づき御説明いたします。

まず、固定資産税についてでございます。固定資産税の不均一課税につきましては、前回の協議会確認では、併までに調整するとしておりましたが、調整の結果、調整の具体的内容の欄に記載してありますとおり、半島振興法に基づく不均一課税については、松浦市

の例によることといたしております。なお、半島振興法の適用地域につきましては松浦市、福島町でございます。

また、合併後に新たに製造事業用設備等の新設または増設があった場合、福島町、鷹島町が適用地域であります過疎法 過疎地域自立促進特別措置法と申しますが 及び鷹島町が適用地域であります離島振興法に基づく減収補てんによる交付税措置が適用される場合は、課税免除とすることといたしました。なお、課税免除の期間は3カ年としております。

次に、福島町工場設置奨励に関する条例に基づき誘致された企業の固定資産税につきましては、合併までに、福島町においてその課税の免除が決定しているものにつきましては、その決定を受けまして、平成18年度から20年度までの3年間を課税免除とする経過措置を盛り込もうということにいたしております。

次に、23ページでございます。

市税等の減免ですが、市町村民税及び固定資産税の減免につきましては、前回までの協議会の確認といたしましては、「松浦市の例による。ただし、その他の特殊の事情がある者及び災害被害者に対する減免については合併までに調整する」といたしておりましたが、ただし書き以降の内容につきましては、福島町、鷹島町において、ほぼ同様の災害減免条例を定めてございますので、災害被害者に対する減免、これは広域災害に対する減免でございますが、これにつきまして、福島町の例によることといたしております。

また、固定資産税の減免につきましても、同様の取り扱いをすることといたしております。

以上が地方税の取扱いに関することとでございます。

吉山会長

ただ今調整結果報告第1号 地方税の取扱いに関すること(その1)について、税務部会長から報告、説明がありましたが、御質問、わかりにくかった点、御意見等々がありましたらお伺いしたいと思います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

特にないようですから、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、特にないようですから、調整結果報告第1号（協定項目10号）地方税の取扱いに関すること（その1）については、協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

次は、調整結果報告第2号ですが、税務部会関係の第3号を先にさせていただきます。

引き続き、調整結果報告第3号（協定項目28号）納税関係の取扱いに関することについて説明をお願いします。

中里税務部会長

それでは、調整結果報告第3号（協定項目28号）納税関係の取扱いに関することということで、議案26ページでございます。

説明につきましては、先ほどと同様に調整内容一覧表に基づきまして御説明いたしますので、27ページをお開きください。

報告内容は、納期前納付報奨金の件でございます。

これにつきましては、前回協議会で納期前納付報奨金については、合併までに調整することを確認をいただいております。

この報奨金制度は、平成17年度をもって福島町も廃止をいたしており、これで1市2町において納期前納付報奨金の制度は廃止されましたので、納期前納付報奨金は廃止するという調整結果になりました。

以上のことを御報告いたします。

吉山会長

今、調整結果報告第3号の納税関係の取扱いに関することについて、報告、説明がありましたが、御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

17年度ですべてない制度だということでございますので、調整記述内容を変更するということが御理解を賜ってよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、調整結果報告第3号につきましては、税務部会長の報告どおり協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

続きまして、調整結果報告第2号　ちょっと待って、何。(発言する者あり)補足があるようにございますので。

大久保事務局長

すみません。ちょっと調整結果報告の第1号で、地方税の取扱いに関すること(その1)というふうな上げ方をさせていただいております。実は、その1ということで分けておるのは、その2もあるということでございます。

実は、この地方税の取扱いに関しては、あと入湯税の問題が一つ残っております。これは福島町と鷹島町で現在関係のある税でございますけれども、その調整がですね、もう少し検討が必要な状況になっておりまして、一応、その結果が出たところで、地方税の取扱いに関すること(その2)ということで出させていただきたいと思っております。その分がまだ残っておりますということで御了解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

吉山会長

よろしいですね。調整結果報告の第1号の部分について、まだ残っております部分、その1という意味がそういうことなんだということで御理解賜りたいと思います。

それでは続きまして、調整結果報告第2号(協定項目24号)広報、広聴関係の取扱いに関することを企画部会長から説明願います。

永野企画部会長

企画部会長をいたしております松浦市の企画振興課長の永野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

調整結果報告第2号(協定項目24号)広報、広聴関係事業の取扱いについて御説明いたします。

広報関係の取扱いにつきましては、去る第3回の協議会において御確認いただいておりますが、その具体的な方向性についての協議結果を御説明いたします。

24ページをお開きください。

広報紙は原則として毎月1回、1日を発行日とし、議会だよりは年4回発行する。内容については、現行の各市町報を基に作成する。配布方法については現行のとおりとする。という御提案でございます。

25ページをお開きください。

現況で示しておりますように、広報紙の名称や発行日、またページ数等に相違がありまし

たので、その調整を行っております。

詳細といたしましては、広報紙名を「市報まつら」とし、原則として年12回、毎月1日発行とし、全世帯配布とする。

配布方法としましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、規格、ページ数については、A4フルカラーで、平均24ページといたしております。

以上で簡単ではございますが、調整結果報告第2号（協定項目24号）広報、広聴関係事業の取扱いについての御説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今調整結果報告第2号（協定項目24号）広報、広聴関係の取扱いに関することについて、報告、説明がありました。御質問、御意見を受けたいと思いますが、ありませんか。はい、村田委員どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。

広報の配布のことですけれども、例えば、現行で、福島町の場合は、町内官公庁等にも10部程度配布するように謳われておりますけれども、この新市の欄を見ますと、配布方法につきましては現行どおりとしてありますけれども、町内の官公庁の配布については、ここに記入されておられませんけれども、この点についてはどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

永野企画部会長

現行のとおりといたしておりますので、松浦市、鷹島町、福島町の今までのことを継承してやっていくということでございます。配布先についても、すべて同じようなことでやっていくということでございます。

村田委員

はい、わかりました。

吉山会長

はい、よろしいですね。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。

この規格、構成ですけれども、現在、松浦の場合も平均 24ページということであって、福島町、鷹島町さんにつきましても、それぞれ 16ページ、14ページということである訳ですが、平均 24ページということになりますと、現在の我が松浦市の発行ページ数に集約をされるということになる訳ですけれども、中身についてはかなり短縮をされていくんじゃないかと思えば、その点についてのお考え方についてお尋ねをしておきたい。

吉山会長

はい、どうぞ。

永野企画部会長

これにつきましては、市報、また町報につきましても、国とか県とかの同じような記事も重複して掲載しておりますので、その辺については3分の1になるかと思っておりますが、そのほかの記事につきましては、特集を組むこと等も含めまして、今後担当課で調整させていただいて、今まで載せてきたいろいろなお知らせ等につきましては、新市で皆様に喜ばれるような市報をつくり上げたいということで調整すると考えております。

吉山会長

はい、よろしいですね。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、特に他にないようでございますので、調整結果報告第2号（協定項目24号）広報、広聴関係の取扱いに関することについては協議会として了承したということで整理をさせていただきます。

実は、以上をもちまして本日の協議事項は終了ということになります。事務局から説明がありましたように、今回はちょっと少な目ということで、こういった流れで、今後調整の報告がなされて、皆様方の御意見を聞き、確認をしていくという作業になっていきます。かなり今のところ詰めた調整が進んでおるようでございます。事務方としてのですね。次回あたりからはかなり量が大きくなっていくことを覚悟した上で、本日の協議会は終わりたいと思います。これから先もよろしく願いをいたします。

じゃあ、事務局から何かありますか。

大久保事務局長

それでは、本日のこの後の日程のことと、それから次回の協議会のことと、二つだけちょっとおつなぎしたいと思います。

本日の日程でございますけれども、当初予定では、3時にここから出発いたしまして、松浦市内の公共施設の視察に回ろうということをお計画しておりましたが、早く終わりましたので、2時半出発ということで、裏の駐車場から2時半にマイクロバスで出発するというふうなことを考えております。御協力お願いいたしたいと思います。そして、それから回りますので、4カ所ほど見る予定をいたしております。

そういうことで、あとの懇談会の予定は大体予定どおりということにいたしておきたいと思っております。

それから、鷹島の方にはここで御連絡いたしておきますけれども、帰りの船に間に合うようにということで、6時発でここからマイクロバスが出発するようにいたしております。

それからもう一つ、次回の協議会の御案内をいたしておきます。

3月の協議会でお知らせをいたしておりましたとおり、7月20日水曜日ということになっております。このときはかなり項目があるかと思っております。午前10時の開会ということにいたしております。

場所につきましては、今回初めて松浦市の方で建築いたしました松浦市交流基盤施設「海のふるさと館」というところを今度は利用したいと思っております。通称、物産館でございます。今日も参りますけれども、その研修室で次回の合併協議会は予定させていただこうというふうなことを実は考えております。

以上でございます。

吉山会長

それでは、そういうことで、2時半出発ということで御準備方お願いいたします。

ありがとうございました。

午後2時10分 閉会